（警衛指導室） **第四十六条**　警備局警備運用部警備第二課に、警衛指導室を置く。 2　警衛指導室においては、令第四十二条第一号に掲げる事務のうち警衛の実施に関する事務をつかさどる。 3　警衛指導室に、室長を置く。 4　室長は、命を受け、警衛指導室の事務を掌理する。 （警護指導室） **第四十七条**　警備局警備運用部警備第二課に、警護指導室を置く。 2　警護指導室においては、令第四十二条第二号に掲げる事務のうち警護の実施に関する事務をつかさどる。 3　警護指導室に、室長を置く。 4　室長は、命を受け、警護指導室の事務を掌理する。 （事態対処調整官） **第四十八条**　警備局警備運用部警備第三課に、事態対処調整官一人を置く。 2　［略］ （災害対策室） **第四十九条**　警備局警備運用部警備第三課に、災害対策室を置く。 ［2～4　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（警衛室） **第四十六条**　警備局警備運用部警備第一課に、警衛室を置く。 2　警衛室においては、令第四十二条第五号に掲げる事務をつかさどる。 3　警衛室に、室長を置く。 4　室長は、命を受け、警衛室の事務を掌理する。 （警護室） **第四十七条**　警備局警備運用部警備第一課に、警護室を置く。 2　警護室においては、令第四十二条第六号に掲げる事務をつかさどる。 3　警護室に、室長を置く。 4　室長は、命を受け、警護室の事務を掌理する。 （事態対処調整官） **第四十八条**　警備局警備運用部警備第二課に、事態対処調整官一人を置く。 2　［同上］ （災害対策室） **第四十九条**　警備局警備運用部警備第二課に、災害対策室を置く。 ［2～4　同上］

附　則

この府令は、令和四年十一月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年十月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　寺田　稔
法務大臣　**葉**梨　康弘
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令

疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事前届出） **第三条**　電子情報処理組織を使用して疑わしい取引の届出を行おうとする特定事業者は、次に掲げる事項をあらかじめ警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長（以下「組織犯罪対策第一課長」という。）に届け出なければならない。 ［一～三　略］ 2　組織犯罪対策第一課長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした特定事業者に対し、識別符号を通知するものとする。 3　第一項の規定による届出をした特定事業者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を中止したときは、遅滞なく、その旨を組織犯罪対策第一課長に届け出なければならない。 4　組織犯罪対策第一課長は、第一項の規定による届出をした特定事業者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、当該電子情報処理組織の使用を停止させることができる。	（事前届出） **第三条**　電子情報処理組織を使用して疑わしい取引の届出を行おうとする特定事業者は、次に掲げる事項をあらかじめ警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長（以下「組織犯罪対策企画課長」という。）に届け出なければならない。 ［一～三　同上］ 2　組織犯罪対策企画課長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした特定事業者に対し、識別符号を通知するものとする。 3　第一項の規定による届出をした特定事業者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を中止したときは、遅滞なく、その旨を組織犯罪対策企画課長に届け出なければならない。 4　組織犯罪対策企画課長は、第一項の規定による届出をした特定事業者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、当該電子情報処理組織の使用を停止させることができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和四年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行前にこの命令による改正前の疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の規定により警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長がした通知その他の行為又は警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長に対してされた届出は、それぞれ、この命令の施行後は、この命令による改正後の疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の相当規定に基づいて、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長がした通知その他の行為又は警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長に対してされた届出とみなす。